生産緑地の債権者(企業・銀行) 様

川口市長 奥ノ木 信 夫

特定生産緑地の指定手続きに係るご協力について(依頼)

日頃から市政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、川口市では、生産緑地地区の多くが、令和4年(2022年)12月に当初指定から30年が経過することとなります。

土地所有者は、市町村長に対し、買取申出を行い生産緑地地区の解除を行うか、特定生産緑地に指定し、今後も農地を継続するかを選択することとなります。

生産緑地を**特定生産緑地へ指定するときは、農地等利害関係人全員の同意が必要**となります。

つきましては、生産緑地に所有権以外の権利が設定されている方が「特定生産緑地指定 申請書兼農地等利害関係人同意確認書」を持参した際には、用紙に記入・押印(代表 者印)、印鑑証明書を添付のうえ、所有者へお渡ししていただきますよう、ご協力のほど、よ しくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、みどり課までご連絡ください。

参考:川口市役所みどり課ホームページ 「特定生産緑地指定申請手続きについて」

問い合わせ先

川口市役所都市計画部みどり課

所在地:川口市三ツ和1-14-3 電 話:048-242-5721(直通)